

愛知県公立大学法人認定看護師教育課程専任教員及び地方公共団体等からの派遣等による専任教員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する認定看護師教育課程の専任教員及び地方公共団体等からの派遣等による専任教員（以下「専任教員」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「専任教員」とは、次の職にあるものをいう。

- (1) 愛知県立大学看護実践センターに開設する認定看護師教育課程の教育を専ら担当する教授、准教授、講師又は助教
- (2) 愛知県立大学看護学部看護学科の教育を専ら担当する地方公共団体等からの派遣等による助教

(労働契約の締結)

第3条 理事長は、愛知県立大学看護実践センターの専任教員を採用する場合には、当該専任教員との間において労働契約を締結するものとする。

2 理事長は、地方公共団体等からの派遣等による専任教員の派遣に関して、当該専任教員が所属する地方公共団体等との間において協定等を締結するものとする。

(労働条件の明示)

第4条 理事長は、前条の規定による労働契約締結の際に、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書により明示するものとする。

- (1) 任期に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(年齢制限)

第5条 専任教員は、雇用日前日において年齢が満65歳に達していない者について契約する。

(任期)

第6条 専任教員の労働契約期間（以下「任期」という。）は3年とする。

2 専任教員は任期満了の際、再任することができる。再任は1年の任期とし、1回まで更新することができる。ただし、任期中（再任の場合の任期を含む）に年齢が満65歳に達した場合は、当該任期の満了の際、再任しない。

3 前項に定めるもののほか、再任に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人教員等人事手続規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第15号）の定めるところによる。

(退職)

第7条 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、専任教員としての身分を失う。

- (1) 専任教員が退職を願い出て、理事長が承認した場合
- (2) 任期が満了した場合（再任した場合を除く。）
- (3) 死亡した場合

(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た専任教員が就業規則第47条第1項各号のいずれかに該当し、同条の規定により懲戒処分の手続きを行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

(退職手当の支給)

第8条 専任教員が退職し、又は解雇された場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その全額を現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、法令に定めがあるものは、これを退職手当から控除して支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むものとする。

4 第1項の規定による退職手当は、専任教員が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第9条 前条第1項の規定による退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とし、次条及び第11条に定めるもののほか、愛知県公立大学法人教職員退職手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第37号。以下「退職手当規程」という。)に定める教職員の退職手当の例による。

(退職手当の基本額)

第10条 退職手当の基本額は、当該退職又は解雇の日におけるその者の給料及び給料の調整額の月額合計額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 2年以下の期間については、1年につき100分の60

(2) 3年の期間については2.7

(3) 4年及び5年の期間については、1年につき100分の60に2.7を加算

(退職手当の調整額)

第11条 退職手当の調整額は、退職手当規程に定める額とする。

(就業規則の準用)

第12条 専任教員に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる就業規則の規定の例による。

(1) 規則の遵守 第5条

(2) 採用 第6条及び第7条

(3) 勤務評定 第13条

(4) 昇任及び降任 第14条及び第15条

(5) 配置及び異動 第16条から第18条まで

(6) 自己都合退職 第24条

(7) 解雇 第28条

(8) 解雇制限 第29条

(9) 解雇予告 第30条

(10) 退職者の責務 第31条

(11) 退職証明書 第32条

(12) 給与 第33条

- (13) 誠実義務 第34条
- (14) 職務専念義務 第35条
- (15) 服務心得 第36条
- (16) 信用失墜行為の禁止 第37条
- (17) 守秘義務 第38条
- (18) 敷地又は施設内の遵守事項 第39条
- (19) 兼業及び兼職 第40条
- (20) ハラスメントの防止 第41条
- (21) 職務に係る倫理 第42条
- (22) 勤務時間、休日、休暇等 第43条
- (23) 研修 第45条
- (24) 表彰 第46条
- (25) 懲戒 第47条から第49条まで
- (26) 損害賠償 第50条
- (27) 安全衛生 第51条から第55条まで
- (28) 出張 第56条及び第57条
- (29) 公舎等の利用 第58条
- (30) 業務上及び通勤途上の災害 第59条及び第60条
- (31) 職務発明等 第62条

(法令との関係)

第13条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

[沿革] 平成30年3月26日規則第6号改正

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、退職手当の基本額は第10条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則（平成21年3月17日規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第7号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の認定看護師教育課程専任教員就業規則附則第2項の規定の運用については、「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成28年12月26日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第6号）

この規程は平成30年3月26日から施行する。